

〔第31回学術集会 30周年記念企画〕

人権と家族

慶應義塾大学法科大学院

山元 一

現在の社会は、家族の変容という問題に直面しています。社会における家族関係は、時代ごとに常に大きく変容してきました。歴史的に見れば、ヨーロッパの近代社会の成立とともに生み出され、性的役割分業を前提とする核家族型の近代的家族像は、伝統的な家父長的家族像の克服のために提出されたものでした。日本でも、憲法の制定とともに家族法が改正され、明治時代に規定されていた家父長的家族像は否定されるに至りました。その後最近では、人々の間で家族的結合のあり方の多様化が進行し、そのような結合のあり方が近代的家族像に対して変容を強く迫っています。そこでは、特にジェンダー平等が問われています。憲法24条は、国に対して、「個人の尊厳と両性の本質的平等」に立脚した家族関係立法を行うように命じました。国際人権においては、1948年の世界人権宣言が16条で家族関係に言及し、その3項は、「家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する」としています。

人間の存在にとって、家族の重要性は決定的です。例えば、子どもの生育に目を向ければ、親密性に彩られた豊かな愛情のネットワークの中で祝福を受けて誕生し、自尊と他者尊重の精神を育む環境を享受することができることが、なによりも大切です。そのような個人が、やがて自律的と責任の主体として、社会公共を支えていくことのできる市民に

成長することが期待されます。

こうして現在では、個人を出発点として家族形成の自由を認め、そのようにして形成された家族に対して適切な法的保護を及ぼすことが求められるようになり、それぞれの国々で人権に期待される役割が大きくなってきています。その最も象徴的な例が、同性カップルに婚姻することを認めるかどうか、という問題です。世界では同性婚を認める国々が増えている中で、現在の日本の法制度では、異性カップルの場合には、婚姻することによって、それぞれの配偶者としての地位が認められ、相互に様々な法的権利義務を負うこととなります。本学会がテーマとする看護の場面でも、社会的に配偶者として認められていることは、重要な意味をもってくることと思います。これに対して、同性カップルの場合には、養子縁組等をしない限りは相続が認められず、看護の場面等でも単なる友人関係としてしか認知されないリスクを負っています。このような事態を改善するために、地方自治体が同性パートナーシップ条例を制定したり、当事者によって同性婚の認められない現状は法の下での平等に反するとする訴訟が全国各地で提起されています。これに対して、これまで5つの違憲判決が下され、今後の展開が注目を集めているところです。学会当日は、現在進行中の家族の変容について、人権というモノサシを用いて改めて考えてみました。